

建築主及び建築主代理者の皆さんへ

「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」では、同条例第2条第3号で定める中高層建築物（以下「中高層建築物」という。）の建築主・設計者・工事施工者に対し、当該建築物に係るテレビジョン放送の電波受信障害調査報告書等の提出や電波受信障害の解消に必要な措置の実施を求めています。

つきましては、次の条例手続き等の各段階に応じ、必要書類の提出等をお願いいたします。

No.	条例手続き等の段階		実施する内容
	中高層条例※ ¹	総合調整条例※ ²	
(1)	標識設置届の提出時	事業概要書の提出時	「建造物によるテレビ受信障害調査報告書」等を市に提出してください。
(2)	近隣関係住民説明等報告書の提出時	説明報告書の提出時	「テレビジョン放送の電波受信障害の対策」に係る書類を市に提出してください。
(3)	テレビジョン放送の電波受信障害の発生が予測される時又は生じた時		テレビジョン放送の電波受信障害の解消に必要な措置を実施してください。
(4)	工事完了時 ※中高層条例では、工事完了届の提出はございません。	工事完了届の提出時	「テレビジョン放送の電波受信障害対策の改善状況報告書」（中高層条例 規則第3条関係）を市に提出してください。

※1 中高層条例とは、「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」をいう。以下同じ。

※2 総合調整条例とは、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」をいう。以下同じ。

＜提出書類及び必要な措置について＞

（1）建造物によるテレビ受信障害調査報告書（中高層条例施行規則 第6条）

摘要される条例に応じ、中高層条例に基づく標識設置届又は総合調整条例に基づく事業概要書を市に提出する際は、次の受信方式の区分に応じ、各報告書を作成し、併せて市に提出してください。

受信法方式の区分	提出書類	備 考
地上デジタル	建造物によるテレビ受信障害調査報告書 （一般社団法人日本CATV技術協会の発行の有資格者※ ¹ が作成したもの）	＜調査対象＞ ア 東京スカイツリー局（NHK・関東広域民放5局） イ テレビ神奈川局 ウ 東京MXテレビ・鶴川・永山・みなとみらい各中継局（必要に応じ） ＜調査項目＞（電波測定車を用いて測定） ア 受信レベル・BER・品質評価、受信特性調査など イ 画像評価（写真） ウ 受信障害予測地域図（地上デジタル・BS/CS） エ 電波障害の影響評価 ※中高層建築物の敷地の用途地域が「工業専用地域」又は「臨港地区内」の時や、エレベータの増築工事で建物の最高高さが変わらない時は、机上検討予測報告書とすることができます。詳細は、本市担当者へ御確認ください。
BS/CS	机上検討予測報告書	＜調査項目＞ 影響評価及び予測影響評価を行ってください

※1 有資格者とは、CATV エキスパート（受信調査）、第1級 CATV 技術者、CATV 総合監理技術者をいう。

(2) テレビジョン放送の電波受信障害の対策（中高層条例 第 11 条、総合調整条例 第 17 条）

摘要される条例に応じ、中高層条例に基づく近隣関係住民説明等報告書の第 4 面又は総合調整条例に基づく説明報告書の第 4 面にて、次の措置項目ごとに記載してください。

措置項目	記載内容（例示）	備 考
(1) 受信障害予測	受信障害の発生予測の有無、対象戸数	※川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 冊子「手続の手引」の 46 ページを参考に、案件ごとの状況を踏まえ記載してください。
(2) 対策	電波の供給方式、アンテナ調整方法、工事中発生時の対応	
(3) 維持管理方法	電波供給方式ごとの維持管理方法や維持費用	
(4) その他	川崎市への伝達事項	

(3) テレビジョン放送の電波受信障害の解消するための措置（中高層条例 第 8 条）

中高層建築物により受信障害の発生が予測される時又は生じた時は、受信障害の状況に応じ解消するために必要な措置を行ってください。

受信障害の状況	受信障害の解消に必要な措置	地上デジタル	BS/CS	備 考
継続的対策を要する場合	共同受信方式	○	○	※地上デジタルは <u>反射波による受信は不可</u>
	都市型ケーブルテレビ	○	○	
軽微な障害の場合	個別アンテナの高さ・調整	○	—	※紛争申し出期間 <u>工事完了より 1 年間</u> (条例第 12 条第 3 項)
	設置位置の変更	○	○	
	高性能アンテナへの変更	○	—	

引用：条例第 8 条及び「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」（郵政省電波監理局長通達文書）S51.3.6 より

(4) テレビジョン放送電波受信障害の改善状況報告書（中高層条例施行規則 第 3 条）

中高層建築物の工事が完了した際は、テレビジョン放送電波受信障害の改善状況報告書等を提出してください（受信障害の解消するための措置を実施する必要が無かった場合でも、今後の資料として活用するため、当該報告書の提出をお願いいたします。）

受信障害の解消に必要な措置	提出書類	備 考
実 施	- テレビジョン放送電波受信障害の改善状況報告書 - 設備線路図（専門的知識の有する者が作成したもの） - 加入者名簿	対策工事完了後に、 <u>故障が発生した場合の連絡窓口を対象世帯へ文書等で周知</u> してください。
不 要 (受信障害無し)	テレビジョン放送電波受信障害の改善状況報告書	第 1 面及び第 2 面の下記の事項を記入してください。 ア 用途・階数・高さ イ 建築物完成への年月の記入 ウ 対策の不要の理由

まちづくり調整課 電波障害担当
電話 044-200-2937